

未熟児養育医療給付の申請について

未熟児養育医療とは・・・

身体の発育が未熟のまま生まれ、入院を必要とするお子さんが指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に必要な医療費を公費により負担する制度です。

市が発行した「養育医療券」を指定医療機関に提示することにより、入院治療費と食事療養費（ミルク代）について、健康医療保険適用後の自己負担額を市が公費負担します。

ただし、世帯の市町村民税額に応じて入院治療費の一部は自己負担となりますので、市から発行する「納入通知書」により金融機関でお支払いいただくことになります。

（制度のしくみおよび自己負担額については、裏面を参照願います）

なお、こども医療受給者証をお持ちの方は、お支払いいただく自己負担分が医療助成の対象となります。（医療費額によっては、自己負担額が発生する場合もございます）

●次の必要書類等をそろえて、申請をしてください● R7.2～R7.6 申請の場合

	必要書類	内容説明
1	養育医療給付申請書	市でお渡しします
2	養育医療意見書	担当医が記載
3	世帯調書	対象児と生計を一緒にしている者全員を記載
4	お子さんの健康保険の資格確認書	（国保の場合）医療保険係で手続き （社会保険の場合）勤務先で手続き
5	市民税に関する証明	世帯調書に記載された全員について必要 令和6年度課税証明書（市民税係で発行） ※令和6年1月1日に網走市在住で、同意書により市民税課税状況について確認することに同意している場合は省略できます
6	生活保護に関する証明	※同意書により担当係に確認することに同意している場合は省略できます

不明な点がございましたら、担当係までお問い合わせください。



～問い合わせ・書類提出先～

網走市役所 子育て支援課 こども家庭係 ⑬窓口
〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地
TEL0152-67-5426 （直通）

☆未熟児養育医療のしくみ☆

入院にかかる医療費（１０割）		保険適用対象外
医療保険適用分 （８割＋高額療養費分） ↓ 加入している健康保険 （国保・社保等）が負担	自己負担分（２割） ↓ 市が立て替え払い ↓ 保護者等の所得割額に応じて 自己負担金発生 ↓ 納入通知書で市に支払 【委任状】 ↑ こども医療費で助成	差額ベッド代・おむつ代など ↓ 病院窓口で支払い

☆自己負担額基準額表☆

階層	世帯の階層(細)区分	徴収基準月額(円)	加算基準月額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付世帯	0	徴収基準月額の10%
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯	2,600	
C	A階層を除き当該年度の市町村民税均等割の額のための課税世帯	5,400	
D	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 15,000 円以下	D 1 7,900
		15,001 から 21,000 円	D 2 10,800
		21,001 から 51,000 円	D 3 16,200
		51,001 から 87,000 円	D 4 22,400
		87,001 から 171,300 円	D 5 34,800
		171,301 から 252,100 円	D 6 49,400
		252,101 から 342,100 円	D 7 65,000
		342,101 から 450,100 円	D 8 82,400
		450,101 から 579,000 円	D 9 102,000
		579,001 から 700,900 円	D 10 123,400
		700,901 から 849,000 円	D 11 147,000
		849,001 から 1,041,000 円	D 12 172,500
		1,041,001 から 1,222,500 円	D 13 199,900
		1,222,501 から 1,423,500 円	D 14 229,400
		1,423,501 円以上	D 15 全 額

※同一の世帯から同時に２人以上の方が給付を受けた場合の徴収基準月額は、１人目の方は上表の徴収基準月額とし、２人目以降の方は上表の加算基準月額とします。